

資産除去債務と対応する除去費用に関する開示について（論点9）

9-1 開示項目の具体的内容

論点整理 80 項

資産除去債務と対応する除去費用に関する開示については、国際的な会計基準における開示項目を参考に、以下の項目の開示を求めるかどうか、引き続き検討する。

資産除去債務と関連する有形固定資産についての概要の開示。これには次の項目が含まれる。

- (a) 債務の内容についての簡潔な説明及び支払が予測される時期
- (b) 支払金額又は時期についての不確実性の内容
- (c) 将来の事象に関する重要な仮定

（論点整理へのコメント）

項目のみではなく、趣旨説明を加筆した方が理解しやすいと考える。

金額的に重要性が乏しい場合や四半期決算では開示を省略できることとし、過度な開示負担が生じないように配慮願いたい。

（事務局コメント）

SFAS143 号及び減損会計適用指針（58 項）を参考に、開示項目は、具体的には次のようにしてはどうか。

- ・ 資産除去債務の内容についての簡潔な説明及び支払いが予測される時期
- ・ 主な固定資産の種類ごとの資産除去債務の金額、認識時期、償却方法等についての説明
- ・ 資産グループについて一括して資産除去債務を認識した場合には、当該資産グループの概要と、資産をグルーピングした方法
- ・ 資産除去債務を見積った方法（割引率や、見積りにあたっての前提条件等の説明）
- ・ 見積り変更があった場合の処理方法

この開示は必要か？

「金額的に重要な場合」に限って開示を求めるか？

論点整理の中の「(b)支払金額又は時期についての不確実性の内容」は、内容の説明、支払が予測される時期、見積り方法などの記述に包摂されると考えてよいのか？

開示例を作成する必要があるか？

（参考）

【米国企業の開示例より】

- ・ 資産除去債務の会計基準に基づき資産除去債務を計上している旨
 - ・ 会計基準の説明
 - ・ 企業の資産除去債務は と から構成される、という類の説明（許認可の条件となっている連邦法及び州法に基づく埋め立て債務）
 - ・ 会社が資産除去債務を見積った方法（インフレに対応したエスカレーション、信用リスクを調整したリスクフリーレートの使用等）
 - ・ 負債に対応する資産についての説明（認識時期、償却方法等）
 - ・ 見積り変更があった場合の処理方法
- （P社）（Accounting Trends & techniques より）

9-2 「資産除去債務を決済するために法的に制限された資産」とは何か。

論点整理 80(2)項

資産除去債務を決済するために法的に制限された資産に関する情報の開示。これには、例えば、減債基金のような資産の内容並びにその帳簿価額及び時価に関する情報の開示が該当することが考えられる。

（事務局コメント）

- ・ 補填権や未収金等がオンバランスされていることを前提として、保険による補填、補助金等は「法的に制限された資産」に含まれると考えてよいか。
- ・ 法的に制限されたもののみならず、「契約で用途が制限された資産」も含まれるのではないか。
- ・ 敷金は、相殺されないことを前提に含めるか？「法的に制限された資産」といえるか？
- ・ 適用指針では、SFAS143号が列挙しているような、担保証券、信託基金の設定等を例示として掲げるか。

（参考）

【米国企業の開示例より】

- ・ 資産除去債務（埋め立て）履行のために発行された保証債（Surety bond）残高についての記載あり（P社）（Accounting Trends & techniques より）
- ・ 米国基準の日本企業で、「法的に制限された資産」について開示している事例はない。

SFAS143 Par.16

企業がその資産除却債務を履行し得るといふ保証を提供することは、関連する負債を履行することにも、又は消滅させることにもならない。保証を提供する方法には、担保証書、保険証券、信用状、他の企業による債務保証、及び信託基金の設定、又は資産除却債務を履行するために専用される他の資産の指定を含む。

9-3 金額を合理的に見積ることができない場合の開示について。

論点整理 80(4)項

資産除去債務を合理的に見積ることができず、負債を計上していない場合（第38項参照）には、その旨と理由の開示

（事務局コメント）

- ・ 資産除去債務を合理的に見積ることができず、負債を計上していない場合には、債務の内容、資産除去債務を合理的に見積ることができない旨、及びその理由を開示しなければならないと考えられるがどうか。
- ・ 適用指針において、 の理由により、資産除去債務を合理的に見積ることができないとすることは認められない、といった規定を入れる必要があるか。

開示の問題ではなく認識の論点

（参考）

【米国基準の日本企業の開示例より（総合商社A社）】

上記の他、当社は恒久的な使用を予定している施設の閉鎖及びオフィスの移転などにかかる債務を有しておりますが、債務の清算時期の見積りを行うにあたり十分な情報が得られないため、資産除却債務の公正価値を見積ることができず、負債として認識しておりません。

9-4 資産除去債務の会計処理に関連した表示に関する諸問題の整理

他の論点で検討している事項との関連で確認すべき事項

（貸借対照表における表示）

資産除去債務の勘定科目名、長短分類（論点 2-1）

固定資産に計上される資産除去費用相当額の計上方法（按分法、一括法）（論点 5-2）

（損益計算書における表示）

減価償却費に含まれる資産除去費用に対応する部分の損益計算書区分

時の経過による変動額（利息相当額）の損益計算書区分（論点 7-3）

資産除去時における累積除去債務と実際発生額との差額の損益計算書上の取扱い（論点 7-1）

他の開示項目との関係で留意すべき事項

（キャッシュ・フロー計算書における開示との関係）

固定資産取得時(除去債務認識時)に資金の流出を伴わないことへの対応

時の経過による変動額（利息相当額）のキャッシュ・フロー計算書上の表示区分

資産除去時の除去費用相当額のキャッシュ・フロー計算書上の表示区分

「重要な非資金取引」の開示の必要性

（ファイナンス・リース取引関係注記との関係）

ファイナンス・リース賃借資産帳簿価額に資産除去費用が含まれている場合の注記

（セグメント情報注記との関係）

資産除去債務及び時の経過による増加額が認識されている事業年度における「有形固定資産増加額および無形固定資産増加額」の注記

（四半期財務諸表における開示）

（事務局コメント）

他の論点で検討している事項との関連で確認すべき事項

（貸借対照表における表示）

（負債）資産除去債務（論点 2-1）	「資産除去債務」等の勘定科目でワンイヤールールにより流動負債・固定負債に区分して表示 （通常は固定負債）
（資産）固定資産に含まれる資産除去費用相当額（論点 5-2）	原則：各有形固定資産の科目に含めて表示 例外：主たる資産の帳簿価額に含めて表示

（損益計算書における表示）

（損益）減価償却費に含まれる資産除去費用部分	減価償却費に含めて費用化されることになるので、減価償却費の計上区分に合わせる
（損益）時の経過による変動額（利息相当額）（論点7-3）	ア．退職給付費用と同様、 営業費用として減価償却費の計上区分と同一の区分で表示。 イ． 財務費用として考え、営業外費用の一項目として支払利息に含める等により表示
（資産）資産除去時における累積除去債務と実際発生額との差額（論点7-1）	臨時巨額の場合には特別損益

固定資産売却損益・除却損益と同様という整理でよいか

（キャッシュ・フロー計算書における開示との関係）

キャッシュ・フロー計算書表示における技術的な対応であり、会計基準でケアする領域ではないが、事務局として想定しているキャッシュ・フロー計算書表示は下記の通り。（間接法を前提とする）

固定資産取得時（除去債務認識時）に資金の流出を伴わないことへの対応
固定資産取得価額を資産除去費用部分とそれ以外の部分にわけ、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分の「固定資産の取得による支出」欄には後者のみ記載。資産除去費用部分に対応する資産除去債務計上額と相殺し、キャッシュ・フロー計算書上は記載しない。

時の経過による変動額（利息相当額）のキャッシュ・フロー計算書上の区分

- ア． 利息相当額を営業費用とする場合
「営業活動によるキャッシュ・フロー」において「資産除去債務増加額」等の科目で表示する。
- イ． 利息相当額を財務費用とする場合
損益計算書上に表示されている支払利息がそのまま「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示されるのみ。

資産除去時の除去費用相当額のキャッシュ・フロー計算書上の表示

「営業活動によるキャッシュ・フロー」に「資産除去に係る支出」等の科目で表示する。

重要な非資金取引の注記

重要な場合には、「資産除去債務の計上」として注記する。

当該資産除去債務の認識は、資産・負債双方にキャッシュの変化をもたらさない増加が認められ、将来のキャッシュ・フローに何らかの影響を与える可能性があるため。

（ファイナンス・リース取引関係注記との関係）

既存のファイナンス・リース取引注記で求められている事項を補足する必要性のある項目について追加開示を行う。

借手側

特段の開示は不要。

貸手側

リース債権簿価及びリース投資資産の内訳の注記において、資産除去費用にかかる部分の金額を追加する。

（セグメント情報における注記）

セグメント別情報のうち、セグメント毎の「有形固定資産および無形固定資産の増加額」に資産除去債務相当額を含めるかという技術的な対応を検討する。

資産除去費用相当額を含めるとするとセグメント別のキャッシュの投資額とは乖離が生じるものの、貸借対照表に計上されている全体の資産との関連を明らかにする観点から、貸借対照表計上額との整合性の確保を重視する。

資産除去費用相当額及び時の経過による増加額が認識されている事業年度における「有形固定資産増加額および無形固定資産増加額」の注記
資産除去費用相当額を含めて注記する。

（ただしキャッシュ・フロー計算書との整合性は確保されない可能性がある。）

（四半期財務諸表における開示）

資産除去債務については、3か月ごとに大きく変動する情報でもないことから、重要な変動のない四半期決算においては、特段の開示は不要とする。

- 新たに重要な資産除去債務を計上した四半期決算で求められる開示
資産除去債務の内容についての簡潔な説明および支払いが予測される時期

以 上